# 議案第21号

守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平 成27年守谷市条例第5号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月11日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁 数
2 1 号	1

守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年守谷市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし 、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務 に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条に次の2項を加える。

議 案	頁 数
2 1 号	2

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 第14条中「指定介護予防支援事業者は」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は」に改める。
- 第23条第1項中「重要事項」の次に「(次項及び第3項において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 第30条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
  - (3) 第32条第2号の規定による身体的拘束等(以下「身体的拘束等という」)の態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 第32条第2号に次のように加える。
    - ア 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘 束等を行ってはならない。
    - イ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならな い。
- 第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。
  - イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと 。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開 始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に

議 案	頁 数
2 1号	3

「期間」という。)について、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる

0

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて,利用者の同意 を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師 ,担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - i 利用者の心身の状況が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる こと。
  - iii 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
  - ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 第32条に次の1号を加える。
- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第11 5条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた 場合には、その求めに応じなければならない。
- 第35条第1項中「(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は,この条例による改正後の守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第23条第3項の適用については,同項中「指定介護予防事業者は,原則として,重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議 案	頁 数
2 1 号	4

# 提案理由(議案第21号)

提案理由を申し上げます。

本案は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が介護報酬に係る見直しに併せて改正され、介護予防支援における公正中立性の確保のための取組の見直しやケアマネジャー1人当たりの取扱件数等について、守谷市においても国の基準と同様の取扱いを可能とするため所要の改正を行うものです。よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
2 1 号	5

守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改 TF.

(従業者の員数)

第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護 予防支援事業者は、当該指定に係る事業所

ごとに1以上の員 数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健 師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職 員(以下「担当職員」という。)を置かなければなら ない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事 業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の 指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援 専門員を置かなければならない。

(管理者)

- 業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ご とに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防 | 支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らそ の職務に従事する者でなければならない。ただし、指

現 行

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者

は、当該指定に係る事業所(以下「指 定介護予防支援事業所」という。) ごとに1以上の員 数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健 師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職 員(以下「担当職員」という。)を置かなければなら ない。

(新設)

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 事業所

とに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、 専らそ

の職務に従事する者でなければならない。ただし、指

2 1号	議案
6	頁 数

定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は,当 該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し,又は 当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援セン ターの職務に従事することができるものとする。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の 介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2)管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その 管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がな い場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は,当 該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し,又は 当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援セン ターの職務に従事することができるものとする。

(新設)

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

議案 頁数 21号 7

- 2 (略)
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員<u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>」の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

### (1) (略)

(2) <u>電磁的記録媒体</u>(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条

- 2 (略)
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員
  - \_\_の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

### (1) (略)

(2) 磁気ディスク,シー・ディー・ロムその他これら に準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお くことができる物 第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに第1項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法

5から8まで (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介 護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規 定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には 、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) から(4) まで(略)

(掲示)

をもって調製するファイルに第1項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法

5から8まで (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

(新設)

(新設)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は

(1) から(4) まで(略)

(掲示)

2 1号	議案
9	頁 数

- 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(次項及び第3項において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を 記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介 護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
- (1) (略)
- (2)個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

第23条 指定介護予防支援事業者は,指定介護予防支援事業所の見やすい場所に,運営規程の概要,担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければな

らない。

2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を 記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることがで きる。

(新設)

(記録の整備)

第30条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介 護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
- (1) (略)
- (2)個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介 護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

21号	議案
1 0	<b>貢</b> 数

- イ 第32条第7号の規定によるアセスメントの結 果の記録
- ウ 第32条第9号の規定によるサービス担当者会 議等の記録
- エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記 録
- オ 第32条第16号の規定によるモニタリングの 結果の記録
- (3) 第32条第2号の規定による身体的拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由の記録
- (4) 第17条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第28条第2項の 事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定す 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき 、次に掲げるところによるものとする。
- (1) (略)
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧 に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいよう

- イ 第32条第7号に規定する アセスメントの結 果の記録
- ウ 第32条第9号に規定する サービス担当者会 議等の記録
- エ 第32条第15号に規定する 評価の結果の記
- オ 第32条第16号に規定する モニタリングの 結果の記録

(新設)

- (3) 第17条に規定する 市への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき 、次に掲げるところによるものとする。
- (1) (略)
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧 に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいよう

に説明を行う。

- ア 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならない。
- <u>イ</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) から(15)まで(略)
- (16)担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月 から起算して3月に1回

面接すること。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問する ことによって行うこと。ただし、次のいずれにも 該当する場合であって、サービスの提供を開始す る月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下こ に説明を行う。

(新設)

- (3) から(15)まで(略)
- (16)担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。

(新設)

議案頁数21号12

の号において単に「期間」という。)について, 少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問す ることによって行うときは,利用者の居宅を訪問 しない期間において,テレビ電話装置等を活用し て,利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うこと について,利用者の同意を得ていること。
- (イ)サービス担当者会議等において、次に掲げる 事項について主治の医師、担当者その他の関係 者の合意を得ていること。
  - i 利用者の心身の状況が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎 通を行うことができること。
  - iii 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の 状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅 を訪問し、利用者に面接すること。
- 工 利用者の居宅を訪問しない月<u>(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u>においては,可能な限り,指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定

(新設)

(新設)

(新設)

イ 利用者の居宅を訪問しない月

\_\_\_\_\_においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定

議案頁数21号13

する指定介護予防通所リハビリテーション事業所 をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面 接するよう努めるとともに、当該面接ができない 場合にあっては、電話等により利用者との連絡を 実施すること。

 $\underline{\underline{A}}$  少なくとも1月に1回,モニタリングの結果を記録すること。

(17) から(28) まで(略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電子的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に

する指定介護予防通所リハビリテーション事業所 をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面 接するよう努めるとともに、当該面接ができない 場合にあっては、電話等により利用者との連絡を 実施すること。

<u>ウ</u> 少なくとも 1 月に 1 回,モニタリングの結果を記録すること。

(17) から(28) まで(略)

(新設)

## (電子的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に

21号	議案
1 4	頁 数

係る電磁的記録_	
	 により行うことができる。
	により11 ソニとかできる。

係る電磁的記録<u>(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。

2 1号	議案
1 5	<b>貢</b> 数